

守れ9条!

こんにちは! 日本共産党の

2006年7月6日

大名みえ子です

東海村村松 2401-2

ご相談はお気軽にお寄せください

・ fax 029-284-0761

産廃中間処理（焼却）施設設置に反対です

今年1月、川根地区内への焼却施設建設計画書を縦覧し、大名みえ子議員は茨城県に、次のような意見書を提出しました（抜粋）。

廃棄物処理施設の設置に伴う操業で、根本的に心配するのは、地域の自然環境や生活環境の破壊とそれによってもたらされる水・大気の汚染、生態系の破壊です。

「廃棄物処理施設は技術的欠陥物であり、遅かれ早かれ必ず周辺環境の悪化をもたらす」との基本的認識に立っています。例えば東京日の出町最終処分場、県内では竜ヶ崎市の産廃焼却炉、その他でも東京都渋谷清掃工場などで問題が発生し、住民訴訟等が起きているのが実態です。

本施設建設計画には、既に川根区、須和間区、緑ヶ丘区、押延区、真崎浦土地改良区が反対決議をあげており、この地元住民の認識は最大限尊重されるべきです。

私の住む村松（押延）2401-2から約300mのところには、民間の産廃最終処分場（安定型）、村営の産業廃棄物の最終処分場（安定型）と一般廃棄物の最終処分場（管理型）が現存します。加えて、ひたちなか市との境界を

超えてすぐの高野には、株式会社勝田、勝田環境株及び昭南クリーンが操業し東海村の水田や住宅地を見下ろしています。現状だけでも将来にわたり、環境や農産物、人体への影響等について大変不安であり、本施設設置予定地はこれらの間に位置し、狭い範囲に産廃・一廃の処理施設がこれ以上林立するのは、住民として絶対認められません。

押延・須和間（川根を含む）周辺が、一極集中的に廃棄物処理施設をつくるような地域でないことを、県・村ともすでに十分承知しているはずで、住宅団地、福祉施設が隣接し、水田が広がり、干し芋やぶどうなどの特産物の産地でもあります。行政としても地域産業をどう守り発展させるか、廃棄物処理施設設置が単に合法的であるなしにかかわらず、立場を明確に示すべきです。大気汚染、土壌汚染、水質汚染が確実視される施設が設置されるとなれば、最低でも風評被害、産業へのマイナス影響は必至です。特に許可権限をもつ県には、東海村民と農産物を保護する観点で許可しないよう強く要望します。



本施設設置予定地への昼夜を問わない大型車乗り入れは、これまで実績がないだけでなく、排気ガスの大気・水田・川等への影響、農作業への危険を伴う影響、騒音、道路破損と廃棄物の散乱など、重大な事態が懸念されます。

村清掃センターからの異臭がするといわ

れているように、本施設からの異臭も十分想定できます。これら避けるには本施設は設置しない事です。

工専地区であっても産廃焼却施設設置は、全く認められない地区です。よって本施設設置計画には絶対反対です。

北朝鮮によるミサイル発射(日本海に7発)について談話を発表

7月5日 日本共産党 志位和夫委員長

一、日本政府は、5日早朝、北朝鮮から数発の弾道ミサイルあるいは何らかの飛翔体が発射されたと発表した。北朝鮮当局者は、ミサイル発射を「国の自主権に属する問題だ」とのべているが、この弁明は通用するものではない。公海に達するミサイルやロケットの発射を、事前通告なしに行うことは、航空機や船舶に危険を及ぼすものであり、国際ルールに違反するものである。また、今回の行為は、「日朝平壤宣言」をはじめとするミサイル発射凍結の国際的合意にも違反するものである。これは北東アジアの平和と安定を脅かす行為である。わが党は、国際ルールと国際的取り決めを無視した、北朝鮮によるミサイル発射にきびしく抗議するものである。

一、わが党は、北朝鮮が、こうした無法な行為をただちに中止し、国際ルールと「日朝平壤宣言」を遵守することを、強くもとめる。わが党が、かねてから主張してきたように、北朝鮮が国際社会の一員となるためには、国際的無法行為を清算し、国際ルールを守る立場を確立することが、不可欠の条件であることを、きびしく指摘しなければならない。

【お知らせ】

しんぶん赤旗 日刊紙月2900円
日曜版月800円

感想をお寄せ
ください。



*ご家族みんなで楽しみ、社会の動きがよくわかります。ご購入をおすすめいたします。
バックナンバーは、日本共産党茨城北部地区委員会のホームページでお読みいただけます。

<http://www.jcp-net.jp/ibahoku/>